

令和2年度 安来市観光協会取材費支援助成金交付要綱

安来市観光協会

(目的)

第1条 この事業は、メディア等が実施する安来市内における観光地等の現地取材や撮影に係る費用（以下「取材費用等」という。）を助成することにより、メディア等での宣伝、露出を促進し、観光情報の発信、市内への観光誘客を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱に基づき、取材費用等の助成の対象となる者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 取材に基づく雑誌掲載、WEB掲載、TV放映など（以下「情報掲載」という。）が国内外の広い範囲で行われるものであること。
- (2) 情報掲載により国内外の広い範囲から市内への観光誘客が見込まれる、または広く知名度を高める見込みがあること。
- (3) 市内にて1箇所以上の観光地等の現地取材を行い、これに基づく情報掲載が行われるもの。
- (4) 取材を行った年度内に情報掲載が行われること。
- (5) 安来市観光協会と、取材日程等の連絡調整を行える体制が構築されていること。
- (6) 当該年度内に、この要綱に基づく助成金の決定または支払いが行われていないこと。

(助成対象経費及び額)

第3条 この要綱に基づく取材費用等の助成対象経費は、取材実施に必要な規模とし、別表1に掲げるものとする。

- 2 助成額はかかった取材費用等の実額とし、原則として1申請あたり、30万円を上限とする。
- 3 同一の取材費用に対して他の機関から助成金等を受ける場合は、助成額を調整する。

(助成予算)

第4条 この要綱に基づく取材費用等の助成は、安来市観光協会の定める予算の範囲内とする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者は、取材実施前に取材費支援申請書（様式第1号）

に、必要な事項を記入し、取材計画、情報掲載の概要がわかる企画書を添えて、安来市観光協会に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 安来市観光協会は、前条による申請があった場合は、内容を審査し、助成を決定したときは、取材費支援決定通知書(様式第2号)により助成決定者に通知する。

(助成決定内容の変更)

第7条 助成決定者は、取材費支援申請書及び添付資料の内容に変更が生じた場合は、すみやかに安来市観光協会へその内容を申し出ること。

2 安来市観光協会は、変更の内容に応じて、支援決定の内容の変更等の手続きを行う。

(実績等の報告)

第8条 助成決定者は、取材実施の上、情報掲載完了後に速やかに取材費用支援実績報告書兼経費報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて安来市観光協会に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第9条 安来市観光協会は、前条による取材費用支援実績報告書兼経費報告書の提出を受けた場合、必要な検査を行い、内容が適正であると認めるときは、助成額を確定し、取材費支援助成金確定通知書(様式第4号)により助成決定者に通知するとともに、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成決定の取り消し)

第10条 安来市観光協会は、助成決定者が以下のいずれかに該当する場合は、助成決定者の許諾にかかわらず、助成の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 企画書等の提出書類に虚偽の記載が判明したとき。
- (3) 安来市観光協会の求める書類等の提出をされないとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、安来市観光協会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1

対象項目	内訳	対象額
交通費	①市内までの往復交通費 ②市内での移動費	①全額。ただし別の取材又は用務等で他市との移動にかかる費用は一部対象外。 ②全額。ただし別の取材又は用務等で他市との移動にかかる費用は一部対象外。
宿泊費	①市内宿泊費 ②市外宿泊費	①全額。 ②原則市内宿泊。時期、規模の都合によりやむを得ない場合に限り1泊あたり上限9,000円/人。
取材関連費	①施設入場料 ②ガイド料 ③サンプル費用	①全額。ただし情報掲載された場合に限る。 ②全額。ただし情報掲載された場合に限る。 ③全額。ただし取材用かつ情報掲載された場合に限る。
その他	安来市観光協会が必要と認めるもの	安来市観光協会が必要と認める額